

水利施設管理強化事業実施要綱

	令和3年3月29日付け	2農振第3534号
	令和4年3月30日	3農振第2972号
	令和4年12月2日	4農振第2191号
	令和5年3月28日	4農振第3060号
	令和5年11月29日	5農振第1967号
	令和6年4月1日	5農振第2630号
	令和7年4月1日	6農振第2416号
	令和7年6月2日	7農振第613号
	令和7年8月6日	7農振第1313号
最終改正	令和8年4月7日	7農振第3076号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合開発局長
北 海 道 知 事 } 殿

農林水産事務次官

第1 目的及び趣旨

水利施設管理強化事業（以下「本事業」という。）は、食料安全保障の確保の基盤であり、また、国土保全や健全な水循環の維持・形成に寄与している農業水利施設の施設管理者を支援し、施設機能の適正な発揮を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

1 一般型

一般型は、水利施設管理強化計画（以下「管理強化計画」という。）に基づき、国営造成施設（共同事業により造成した施設を含む。）又は水資源機構営造成施設及びこれと一体不可分な国営又は水資源機構営附帯都道府県営造成施設（以下「国営造成施設等」という。）を管理する土地改良区、土地改良区連合又は市町村（以下「土地改良区等」という。）に対する支援を行う。

2 連携管理保全型

連携管理保全型は、連携管理保全計画（土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11に規定する連携管理保全計画）及び管理強化計画に基づき、国営造成施設等を管理する土地改良区等に対する支援を行う。

3 特別型

（1）流域治水対策

流域治水対策は、農業水利施設（1及び2の対象となるものを除く。）において、流域治水推進計画を策定して実施する、以下のいずれかの取組に対する支援を行う。

ア 流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進される「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定

若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

(ア) 流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

(イ) 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

イ 治水協定（「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

ウ 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

(2) 渇水・高温対策

渇水・高温対策は、渇水・高温対策計画を策定して実施する農業用水の確保・供給に係る取組に対する支援（1及び2の支援と重複するものを除く。）を行う。

(3) 特定外来生物対策

特定外来生物対策は、国営造成施設等及び国営造成施設等と同一の水系に位置する農業水利施設において、施設機能の適正な発揮のために、特定外来生物対策計画を策定して実施する取組に対する支援を行う。

4 管理水準向上型

(1) 管理水準向上型は、管理水準向上計画（以下「向上計画」という。）に基づき、1、2及び3の事業を行う施設管理者に対して、最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援を行う事業とする。

(2) 当該事業は、技術の開発及び普及の状況等を踏まえて、5年後に見直しを行うこととする。

5 包括的民間委託推進型

(1) 包括的民間委託推進型は、包括的民間委託推進計画（以下「委託推進計画」という。）に基づき、1、2及び3の要件に該当する施設において、複数の施設の管理業務、単一の施設の複数の管理業務等の包括的な民間事業者への委託（以下「包括的民間委託」という。）に取り組む施設管理者を支援する事業とする。

(2) 事業実施期間は、令和8年度までとする。

第3 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

第4 計画の策定

1 水利施設管理強化計画

(1) 水利施設管理強化計画（以下「管理強化計画」という。）は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、事業実施主体が策定する

ものとする。

- (2) 策定に当たっては、都道府県が事業実施主体の場合にあっては関係市町村及び関係土地改良区等と、市町村が事業実施主体の場合にあっては都道府県及び関係土地改良区等と、地域の農業情勢及び自然的・社会的・経済的状況の変化に対応した施設の管理強化方策をそれぞれ協議するものとする。
- (3) 連携管理保全型においては、連携管理保全計画と整合させて、管理強化計画を策定するものとする。

2 管理水準向上計画

管理水準向上型の向上計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、都道府県が事業実施主体の場合にあっては関係市町村及び関係土地改良区等と、市町村が事業実施主体の場合にあっては都道府県及び関係土地改良区等と、管理水準の向上に向けた方策をそれぞれ協議するものとする。

3 包括的民間委託推進計画

包括的民間委託推進型の委託推進計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、施設管理者以外が事業実施主体の場合にあっては事業実施主体と施設管理者が施設の包括的民間委託の方策を協議するものとする。

第5 事業の申請

1 一般型及び連携管理保全型

- (1) 一般型又は連携管理保全型を実施しようとする市町村長にあっては、管理強化計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、一般型又は連携管理保全型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があったとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、管理強化計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

2 特別型

- (1) 特別型を実施しようとする市町村長にあっては、流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、特別型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があったとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。
- (3) 特別型のうち渇水・高温対策については、その要否の予見が困難であることに鑑み、緊急の対応が必要な場合に限り、(1)及び(2)により事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに事業採択申請書を提出していない場合であっても、事業（別表3(2)イに規定する渇水・高温対策のための用水対策に限る。）に着手することができる。
- (4) (3)に基づき、特別型の渇水・高温対策を実施しようとする市町村長にあっては、渇水・高温対策計画を添付した事業採択申請書及び交付決定前着手届を都道府県知事に提出

するものとする。

- (5) 都道府県知事は、市町村長から(4)の申請があったとき又は都道府県が(3)に基づく当該事業を実施しようとするときは、渇水・高温対策計画を添付した事業採択申請書及び交付決定前着手届を地方農政局長等に提出するものとする。

3 管理水準向上型

- (1) 管理水準向上型を実施しようとする市町村長にあつては、向上計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、管理水準向上型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があったとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、遅滞なく向上計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

4 包括的民間委託推進型

- (1) 包括的民間委託推進型を実施しようとする市町村長にあつては、委託推進計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、包括的民間委託推進型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があったとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、遅滞なく委託推進計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

第6 事業の採択

- 1 地方農政局長等は、第5の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。
- 2 市町村の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施を申請した市町村長へ採択の決定を通知するものとする。

第7 計画の変更

1 一般型及び連携管理保全型

- (1) 管理強化計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第4の1の手續に準じて変更を行うものとする。
- (2) 管理強化計画の変更を行った市町村長にあつては、変更後の管理強化計画を都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 都道府県知事は、管理強化計画の変更を行った市町村長から変更後の管理強化計画の提出があったとき又は都道府県が管理強化計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に報告するものとする。

2 特別型

- (1) 流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画の変更を行った市町村長にあつては、変更後の流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画の変更を行った市町村長から変更後の流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画の提出があったとき又は都道府県が流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に報告するものとする。

3 管理水準向上型

- (1) 向上計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第4の2の手續に準じて変更を行うものとする。
- (2) 向上計画の変更を行った市町村にあつては、変更後の向上計画を都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 都道府県知事は、向上計画の変更を行った市町村長から変更後の向上計画の提出があつたとき又は都道府県が向上計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に報告するものとする。

4 包括的民間委託推進型

- (1) 委託推進計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第4の3の手續に準じて変更を行うものとする。
- (2) 委託推進計画の変更を行った市町村にあつては、変更後の委託推進計画を都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 都道府県知事は、委託推進計画の変更を行った市町村長から変更後の委託推進計画の提出があつたとき又は都道府県が委託推進計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に報告するものとする。

第8 補助

- 1 国は、別表1に掲げる一般型の事業費、別表2に掲げる連携管理保全型の事業費、別表3に掲げる特別型の事業費、別表4に掲げる管理水準向上型の事業費及び別表5に掲げる包括的民間委託推進型の事業費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。

第9 報告

1 管理水準向上型

- (1) 市町村は、管理水準向上型を実施したときは、実施結果を都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の規定により市町村長から報告を受けたとき又は都道府県が管理水準向上型を実施したときは、実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

2 包括的民間委託推進型

- (1) 市町村は、包括的民間委託推進型を実施したときは、各事業年度の実施結果を都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の規定により市町村長から報告を受けたとき又は都道府県が包括的民間委託推進型を実施したときは、各事業年度の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に農村振興局長が定めるところによるものとする。

附 則

この通知は、令和4年3月30日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前の水利施設管理強化事業実施要綱に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年3月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度において、連携管理保全型は、土地改良法第57条の14に規定する協議会を設置しており、連携管理保全計画を策定することが確実と見込まれる土地改良区等を支援の対象に含めることとする。
- 3 令和7年度において、第8の1、2又は3に基づき事業の採択を申請する場合の事業採択申請書の提出期限は、令和7年12月末日までとする。
- 4 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施している省エネルギー化推進型における実績報告については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和7年6月2日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和7年8月6日から施行し、令和7年8月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施している特別型（渇水・高温対策）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 令和8年度において、この通知による改正後の本要綱第5の2の（1）及び（2）に基づき、特別型（渇水・高温対策）に関する事業の採択を申請する場合の事業採択申請書の提出期限は、令和8年12月末日までとする。
- 3 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施している省エネルギー化推進型における実

績報告については、なお従前の例による。

別表 1

一般型の事業費	
ア	<p>多面的機能の発揮に対応した費用</p> <p>管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設（イに掲げる施設を除く。）の管理に要する費用（操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費及び電力料をいう。以下同じ。）に 1.6 分の 0.6 を乗じて得た額を上限とする費用。</p>
イ	<p>治水協定ダムの洪水調節機能強化等の発揮に対応した費用</p> <p>管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設のうち、以下の（１）から（４）までのいずれかに該当する施設の管理に要する費用に 1.75 分の 0.75 を乗じて得た額を上限とする費用。</p> <p>（１）治水協定ダム（「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定を締結している農業用ダムをいう。以下同じ。）</p> <p>（２）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき策定する都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画に位置付けられている施設</p> <p>（３）水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき策定する都道府県の水防計画に位置付けられている施設</p> <p>（４）地方公共団体の長と土地改良区等の長が地域の防災・減災のために締結している協定に位置付けられている施設</p>
ウ	<p>その他</p> <p>管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設の整備補修に要する費用。</p>

注 別表 5 の費用を除くものとする。

別表 2

連携管理保全型の事業費	
ア	<p>施設の管理に要する費用</p> <p>連携管理保全計画及び管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設の管理に要する費用。</p>
イ	<p>その他</p> <p>連携管理保全計画及び管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設の整備補修に要する費用</p>

注 別表 5 の費用を除くものとする。

別表 3

特別型の事業費	
(1) 流域治水対策	
ア	基礎的取組 流域治水の推進のための管理体制の構築等に係る取組に要する費用。
イ	追加的取組 治水協定ダム及び農業用ため池の事前放流、低水位管理、遠隔監視（水位計等の新設、更新、点検整備、通信等を含む。）、農業水利施設を活用した事前排水等の流域治水の取組に要する費用。
(2) 渇水・高温対策	
ア	基礎的取組 渇水・高温対策のための管理体制の構築等に係る取組に要する費用。
イ	追加的取組 渇水・高温対策のための用水対策（渇水対策のための BCP の策定、井戸の設置、応急ポンプの設置・運転等、高温対策のための深水、昼間湛水・夜間落水、飽水等の水管理等）に要する費用。
(3) 特定外来生物対策	
ア	基礎的取組 特定外来生物対策のための管理体制の構築等に係る取組に要する費用。
イ	追加的取組 特定外来生物対策（資機材の調達、設置、運転、特定外来生物の駆除・運搬等）に要する費用（特定外来生物の最終処分に要する費用は除く）。

注 別表 5 の費用を除くものとする。

別表 4

管理水準向上型の事業費	
向上計画に位置付けられた最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援に要する費用。	

別表 5

包括的民間委託推進型の事業費	
ア	調査、契約書類の作成等に要する費用 委託推進計画に位置付けられた包括的民間委託に係る調査、契約書類の作成等に要する費用
イ	包括的民間委託に係る費用 事業の採択を申請する前年度以前において、土地改良区等の職員が自ら実施していた業務等を含めて包括的民間委託を行うことにより追加的に必要となる費用